

第 3 回参与会メモ (2009/07/21)

学習院大学 櫻井敬子

消費者委員会の審議体制について

主に、9 月発足に向けての実現可能なプランとして

設置法 6 条

- 自ら調査審議し、建議する
- 諮問に対する調査審議、応答
- 安全法 20 条にかかる権限行使 (勧告・報告要求)
- 既存法の付議事項

新たな組織としての消費者委員会に期待されている新規任務につき、優先的・重点的に対応することが重要。

- 、 が新規任務であり、委員会が直接対応すべき分野。
- ・ 意味のある建議をするには、委員会の事務体制の充実が大前提 政府の責任
- ・ 霞が関にビジネスモデルがない制度設計なので、白地で議論しつつ、試行錯誤せざるを得ない部分
- ・ 委員の力量が問われる (民間人であるが、責任ある行政を担うという自覚が必要)
- ・ コア任務と見せ方の問題
- ・ 個別問題ごとに、機動的に原案を作るタスクフォースは必要。
- 情報収集部局 (窓口と情報処理) は必要。

、 は移管・共管部分 (一元化)

- ・ 日常業務であり、停滞が許されない。
- ・ 時間的・人的余裕がないため、従来の各部局のやり方を基本的に踏襲せざるを得ない。
- ・ 審議は下部組織 (部会、小委員会、WG など) に委ねるが、次の点に留意。
 - 最終決定権は委員会に留保。「部会決定を委員会決定とみなす」という扱いは不可。
 - 委員会における知見の総合化、一元化が重要であることによる。
 - 各部会の部会長から委員会に報告してもらう。
- 下部組織の委員は従来より縮小、部会長は若返りを図るのが好ましい。
- ・ 下部組織への参加は希望による。一人は入るのが望ましい。
- ・ 近い将来、扱い方は経験を踏まえて再検討。

基本的視点

基本的な対立軸は、消費者庁 & 消費者委員会 VS 他の省庁

消費者問題の広範さゆえに横断的視野の重要性が際立つ。一般行政のあり方への関心。

第 3 回消費者委員会設立準備参与会

2009 年 7 月 21 日

**消費者委員会の具体的な業務イメージ及び
審議体制のあり方についての意見**

主婦連合会 佐野真理子

消費者委員会の業務や審議事項については、
設置法及び附則による規定、消費者安全法及び附則による規定、衆参両院の国会
附帯決議による規定、消費者庁および消費者委員会のイメージ図による規定、などの
ほかに、各作用法との関連で大筋が示されています。

ここでは、特に重要と思われ、消費者委員会が担うべきだと期待されている業務と、
審議体制について意見を述べます。

消費者委員会の業務イメージのポイント

消費者委員会の期待される業務については、大きくは次の 3 点が挙げられます。

1、消費者庁及び消費者行政全般に対する連携及び監視業務

内閣総理大臣、各省庁大臣の諮問に応じた重要政策の調査・審議

消費者被害の未然・拡大防止等へ向けた内閣総理大臣に対する勧告と、その
報告要求

重要事項に関して自ら調査・審議し、それに基づき内閣総理大臣や消費者庁
長官・各省庁大臣への建議

上記 3 点を遂行・実施するには少なくとも消費者委員会として以下の 7 項目の業務に
関する情報収集体制や検討体制を整備しておくことが必要と思います。

【対象範囲】

消費者庁の所掌事務の範囲全般

各省庁の所掌事務の中で、消費者行政に関連した業務全般
地方消費者行政の実施範囲（消費生活センター業務を含む）
国民生活センターの業務全般
省庁外郭団体の業務の中で消費者行政に関連する業務
調査・勧告・建議へ向けた情報収集・分析とその検討・実施体制（緊急対応を含む）
消費者・自治体等からの意見・申出の受付と対応体制

2、前記1、 に関する「申出」の受付とその対応業務

これは「消費者庁及び消費者委員会のイメージ図」にも記載されているもので、消費者委員会は、幅広く消費者・生活者、自治体等からの意見・申出を受け付け、それら意見・申出についてきちんと対応し、責任を果たしていくシステムを導入すべきだと思います。その理由は次の2点です。

昨年6月の閣議決定による「消費者行政推進基本計画」では、「消費者庁の運営に消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組みとして有識者から成る機関である消費者政策委員会を設置する」「消費者等が新組織や各省庁の消費者行政（企画・立案・法執行等）をチェックし、消費者の声を反映させる」と記載されています。

衆議院での審議により、この「消費者政策委員会」は、より独立性の高い第三者機関としての「消費者委員会」へと修正を経て、今日に至りました。消費者委員会は、消費者行政全般に関する監視機能の役割を担いつつ、「消費者の意見が直接届く透明性の高い仕組み」をその業務運営にきちんと付与されていることが期待されます。そのためには消費者等からの「意見・申出」の受付・対応部署が設置されることが必要です。

また、消費者安全法20条の「消費者委員会による内閣総理大臣への勧告およびその措置報告要求」については、勧告の要否について、次の点が確認されています。それは「勧告の要否については、消費者等から得た情報、その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて判断する」ことになっています。消費者委員会は、「消費者等から得た情報」をもとに実効性ある役割を發揮することが期待されています。消費者等からの意見・申出をきちんとキャッチする窓口・対応部署を設置し、その業務を遂行することが求められます。

従って、ここでは単なる「公聴」ではなく、「申出制度」として、意見・申出に対しどのような対応をとるかあるいはとったか、申出者をはじめ、社会への説明責任を果たす制度としての導入を検討すべきだと思います。

3、独立した第三者機関としての広報及び情報提供の業務

広報・情報提供体制の重要性は、7月8日第二回参与会に向けての意見書の中でも触れました。後の参与会の議題にも挙がっていることから、詳細は省きますが、まったく新しい消費者機関としての、子どもや高齢者にも情報が届く、そのような別の情報提供チャンネルも持った広報・情報提供体制を構築し、その業務に力を注ぐことが求められます。

これら業務を遂行していくにあたっての審議体制のあり方

大きくは、消費者委員会体制、部会・小委員会・専門委員・臨時委員体制、事務局体制 等の充実・整備への検討が求められます。

【5つの原則】

「透明性の確保」「情報の開示・公開」「説明責任の遂行」「迅速対応」「専門性の確保」という5つの原則を担保する仕組みの導入を検討することが重要だと考えます。

そのために少なくとも次の3点が重要です。

消費者委員会ははじめ、部会・小委員会等の審議は原則公開とする（例外を明確化）

委員会会議、専門委員会等の会議・審議の議事録は公開する（例外を明確化）

審議業務の説明、措置・結果の説明をはじめ、国民からの問合せや質問については期限を明確にして真摯に対応・回答する（申出制度の関連として検討すべきです）

【審議体制】（案です）

消費者委員会の下に部会を設置する。基本的にはこの二層構造とし、必要に応じてその下に「小委員会」「ワーキンググループ」などを設置し審議を委ねる。ただし、迅速検討へ向け「家屋」をあまり高くしない。

「部会」には「安全」「取引」「表示」など、消費者庁の所掌事務と対応できる部会を設置する。

「企画・立案」の部会を消費者委員会委員の参加で設置し、「建議・勧告」の実務を検討する部署と連携するか兼ねることとする。

緊急対応措置に関しては消費者委員会委員長を中心に委員全体で担い、「勧告・建議」の部署は、緊急対応に関する実務も担う。

消費者委員会は全ての課題を審議することを原則としつつ、審議検討を部会に諮問することができるようにする。部会は審議の結果を消費者委員会に報告（答申）する。報告を受けた消費者委員会はその結論を尊重しつつ、審議見直しなどを含む最終判断を検討する。

消費者基本計画や広報、「横割り事項」については原則消費者委員会が審議することにし、作用法に関連した専門的な項目については、部会に諮問する議題を含め消費者委員会で検討する。

消費者・自治体等からの意見・申出の部署を設置し、消費者委員会に適宜迅速に報告する。この部署は地方消費者行政を検討する部会との連携を図る。

消費者委員会の委員は部会の部会長を兼ねることもできる。委員ごとに部会の所属を決めた方が効率性・迅速性の面から考えると適切と思われるが、テーマによって柔軟に考える。部会にはどの消費者委員も自由に参加・発言できるようにする。

消費者庁はじめ、各省庁と情報交換し、連携して対応する部署を消費者委員会委員の参加で設置し、消費者委員会に内容を報告する。

これら消費者委員会、部会、小委員会等の審議と、消費者委員会への相談・申出の受け付け、消費者委員会への報告などをスムーズに実施できる事務局体制を整備・充実させる。

以上

2009年7月21日 参与会

消費者委員会の運営について

中 村 雅 人

1 性格 = 重要な視点

- ・行政のパラダイム（価値規範）の転換を行うための真の拠点（参附前文）
- ・30人のバランス委員会と省庁事務局で運営してきた国生審や産業保護育成省庁の従来 of 審議会とは違う！
- ・諮問が来たら答申する委員会ではない。自ら調査審議し、意見を言う委員会である。積極的に行動する実務委員会と期待されている。
- ・独立して職権を行使。
- ・10人の精鋭と独自の事務局。
- ・常勤的、職務専念（参附7）
- ・官僚・行政職員主導からの脱却（事務局と委員双方に求められている）
- ・霞が関・永田町の掟にとらわれない新しい発想で。
- ・閣法の組織ではなく、議員立法の組織（立法者による説明を聞いたら議員からも）

2 任務（権限職務）

(1) 消費者庁、各行政機関に対する監視

(2) 各論

* 別紙 7月8日配布資料3

* 消費者委員会の審議事項のイメージ（案）（7月21日配布）

例えば、消費者基本計画の策定（消基法）

食品安全基本的事項案の作成（食安法21条）= 科学者の言いにくいところ、消費者代表のいないところ、を補完

* 附則、附帯決議で要請された任務

委員の勤務形態	2年以内の常勤化	設置法附則2
消費者庁と消費者委員会の所掌事務の見直し 国民生活センターその他 消費者行政の体制整備	3年以内	設置法附則3
地方支援策（法改正を含む）	3年以内	設置法附則4
適格消費者団体支援策	3年以内	設置法附則5
不当収益はく奪、被害者救済制度	3年目途	設置法附則6
重大事故の範囲の検討	3年以内	安全法附則1

その他所管法等の見直し	5年経過	安全法附則2
-------------	------	--------

* 実質的な審議結果を出さなければならない(参附33)

地方支援のあり方等、工程表を含めて	(3年以内)	付帯決議24
-------------------	--------	--------

3 組織

(1) 人

担当大臣、審議官(斎藤哲夫)、事務局長(原早苗)

事務局次長、事務局員

非常勤職員

消費者委員

専門委員

タスクフォース(プロジェクトチーム)

(2) 部署

1) 情報収集・公表部署

監視組織を恒常的に設ける。

c f . 証券取引等監視委員会

2) 省庁への要求・意見部署

3) 表示関係部署

4) 取引関係部署

5) 安全関係部署

6) 地方消費者行政部署

7) 専門部会

国生審部会・小委員会の業務の移行

c f、日弁連消費者委員会の部会構成

【部会】1. 消費者契約法部会

2. 電子商取引・通信ネットワーク部会

3. 金融サービス部会

4. 統一消費者信用法部会

5. 多重債務部会(消費者倒産法部会)

6. 独禁法部会

7. PL・情報公開部会

8. 土地・住宅部会

9. 消費者教育・ネットワーク部会

10. ニュース・出版部会

【PT】11. 違法収益吐き出しPT

【その他】12. 食品

- 13. 医薬品
- 14. 化学物質
- 15. 宗教

(3) システム

- 監視可能な情報の共有システム（参附4）
（消費者庁・P I O - N E Tと各行政機関、独法など）
c f . EnCase 検索システム等の導入
- 独自の情報収集システム
（消費者、事業者、公益通報）
- 公益通報窓口の設置
- 1 委員 1 台のパソコン

(4) その他

- ・ 消費者庁・消費者委員会関係法規集
- ・ 関係行政機関・独立行政法人等担当部署職員連絡先一覧

4 予算

- 概算要求（*誰が作るか？）
- 事務局体制の充実予算（民間職員の待遇改善を含む）
- 調査・研究費
- 委員の財政的措置（附帯決議）
- 情報一元化収集・分析・公表システムの共有、
- 独自の情報収集（事業者、国民）
- 公益通報窓口
- 地方とのパイプ
- 広報

5 勉強すべきこと、見学会など

- ・ 所管することとなる業務の今までの様子
J A S 審、食薬審、消経審、
- ・ 地方消費者行政、消費者団体等の実態調査（参附2 4 3年以内）
委員による全国視察・意見聴取、今後の地方とのパイプをどうつくるか。
- ・ 国際連携のための調査研究（参附3 4）
- ・ 参考として学ぶべきこと（見学会）
証券取引等監視委員会（成果を上げている監視はどのような人とシステムで可能なのか）
公正取引委員会（ " ）

環境省（新たにできた行政機関の苦悩と克服）

食品安全委員会（今後の連携のために）

担当大臣の共通化が図られた

基本的事項の策定（食安法 2 1 条）

関係行政機関との調整（食安法 1 5 条）

* 消費者基本計画の策定